

## 令和7年度三重県ファシリテーション研修事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

県内障害福祉サービス事業所等を利用する障がい者へのよりよい支援に繋がるよう、県実施の研修（※1）においてファシリテーターを担う者の能力向上を図る。

※1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修、実践研修、更新研修及び相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修等を指す。

### 2 事業の概要

三重県障害者自立支援協議会人材育成検討部会委員と県実施研修協力者等（計 50～60 名程度）に対し研修を開催し、ファシリテーションについて学ぶ機会を提供する。

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

ただし、実施日程については計3日間とし時期は以下のとおりとする。

- ・基礎研修（A日程及びB日程）：令和7年12月を目途に開催。
- ・実践研修（1日程）：令和8年1月を目途に開催。

### 4 委託業務の内容

研修の実施及び次の付随する業務

- ・研修の企画運営に係る会議等の開催
- ・研修の進行及び運営
- ・振り返りシート等の活用による研修効果測定及び成果の分析（評価）

基礎研修

・研修の資料の作成（ファシリテーションの基礎を含む内容であり講義と演習の科目を設けること）

実践研修

・三重県が実施する研修にファシリテーターとして参加するうえでの対応について、参加者間の意見交換の時間を設けること。

### 5 業務の実施方法

事業の実施にあたっては、県と協議のうえ実施する。

### 6 報告、資料の提出等

また、業務終了後は、実績報告書を令和8年3月31日までに提出するものとする。

### 7 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

### 8 受託者が7の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約

からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### 9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (2) 個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応すること。